



後期高齢者(75歳以上または65歳以上で一定の障がいのある方)の方を対象に平成20年度から新しい医療制度が始まりました。



長寿(後期高齢者)医療制度についての質問にお答えします

質問 保険料を年金から特別徴収されている場合、介護保険料では、所得税等の社会保険料控除を受けられるのは、支払った本人のみですが、長寿医療制度の保険料ではどのようになりますか。

答え 介護保険料の扱いと同様になります。年金からの特別徴収でお支払いいただいた場合は、支払った本人のみ同額を社会保険料控除として申告することができます(家族等は、控除を申告することはできません)。

また、口座振替または納付書でお支払いいただく場合(普通徴収)は、支払った本人または家族が支払った額を社会保険料控除として申告することができます。

なお、今回の制度見直しにより、年金からの特別徴収に代えて、被保険者の世帯主又は配偶者の口座から口座振替により保険料を支払うことが可能になりましたが、その場合の社会保険料控除は、口座振替により保険料を支払った世帯主又は配偶者が申告することになります。支払い方法の変更によって、社会保険料控除を申告できる方が変わり、世帯の所得税等の負担がさがる場合がありますので、あわせてご検討ください。

問い合わせ先

住民生活課 住民係
鳥取県後期高齢者医療広域連合

☎73-1415
☎(0858)32-1097

国民年金講座



国民年金 ～付加保険料を納付しませんか～

付加保険料とは

平成20年度の老齢基礎年金の年金額は、40年間保険料を納めた場合の満額で792,100円ですが、老後により多くの年金を受けたいと考えている方のために、付加年金制度があります。これは、毎月の国民年金保険料(平成20年度は14,410円)に付加保険料を上乗せして納付すると、付加年金が老齢基礎年金に上乗せして支給される仕組みです。

付加保険料の額は定額

付加保険料額は1ヶ月400円で、納付できるのは国民年金の第1号被保険者または任意加入被保険者の方です。保険料の免除または納付猶予を受けている方や国民年金基金に加入している方は納めることはできません。

付加年金額は

付加年金額の計算は次のとおりです。

年金額 = 200円 × 付加保険料を納付した月数

65歳から老齢基礎年金を受給する場合(「繰り上げ」「繰り下げ」請求した場合、付加年金も同様に減額・増額されます)

問い合わせ先

住民生活課 住民係
鳥取社会保険事務所

☎73-1415
☎27-8311